

会計年度任用職員に係る総合評価実施要領

千葉県教育委員会教育長

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県公立学校職員の人事評価実施要領(平成28年4月1日施行)の1で定めるただし書きに記載のとおり、千葉県公立学校に勤務する会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の人事評価結果の活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、千葉県公立学校職員の人事評価実施要領の例による。

(評価者)

第3条 総合評価を行う者(以下「評価者」という。)は、第二次評価者とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価の実施に当たって特に必要があるときは、教育長は別に評価者を指定することができるものとする。

(総合評価の決定)

第4条 総合評価は、評価者が、能力評価及び業績評価を別表1に定めるところによりそれぞれ点数化し、別表2に定める職員区分(以下「職員区分」という。)に応じた比率の10分の1を乗じて合計した全体評価点(以下「全体評価点」という。)を基に、別表3に定めるところにより決定するものとする。

2 県教育長は、総合評価の決定に当たって必要があると認めるときは、第一次評価者のほか教育振興部教職員課長(以下「教職員課長」という。)等から意見を聴くことができるものとする。

3 市町村教育長は、総合評価の決定に当たって必要があると認めるときは、第一次評価者のほか当該市町村教育委員会の教職員人事主管課長等から意見を聴くことができるものとする。

4 校長は、総合評価の決定に当たって必要があると認めるときは、副校長等から意見を聴くことができるものとする。

(評価の調整)

第5条 教育長は、校長が決定した総合評価について、必要があると判断したときは、評価の調整を行うことができる。

(総合評価の開示)

第6条 教育長は、総合評価を決定後、別に定めるところにより、校長及び副校長等へ開

示するものとする。

2 校長は、総合評価を決定後、別に定めるところにより、対象職員へ開示するものとする。

(総合評価の記録の保存)

第7条 総合評価の記録は、評価期間の終了後3年間、教育振興部教職員課において保存する。

(総合評価の結果の活用)

第8条 総合評価の結果は、別に定めるところにより、翌年度の勤勉手当の成績率に反映するものとする。

(秘密の保持)

第9条 この要領の実施に関する事務に従事する職員又はその職にあった者は、総合評価に関して職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、総合評価の実施に関し必要な事項は、教職員課長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

業績評価	S	A	B	C	D
評価点	5点	4点	3点	2点	1点
能力評価	S	A	B	C	D
評価点	5点	4点	3点	2点	1点

別表 2

職員区分	能力評価と業績評価の比率
会計年度任用職員	能力：業績＝7：3

別表 3

評価対象者	総合評価	該当者
会計年度任用職員	良好	「努力が必要」、「かなりの努力が必要」以外の者
	努力が必要	全体評価点が2.5点以下の者のうち「かなりの努力が必要」以外の者
	かなりの努力が必要	「能力評価」及び「業績評価」のいずれかが「D」である者